

社会福祉法人・更正保護法人・学校法人等の収益事業の判定表

法人名	事業年度	R	R	.	.	から まで			
収益事業から生じた所得金額の計算	法人税の課税標準となる所得金額 (法人税明細別表4「所得金額又は欠損金額」欄の金額)					①	円		
	加算欄	収益事業から収益事業以外の事業に支出した金額					②		
		益金 不算入 項目	受取配当金で益金とされなかった金額					③	
			還付法人税額等					④	
								⑤	
								⑥	
			加算欄計(②+③+④+⑤+⑥)					⑦	
	減算欄	損金 不算入 項目	寄付金の損金算入限度超過額					⑧	
			法人税明細書別表4 において損金不算入とした法人税額					⑨	
			法人税明細書別表4 において損金不算入とした附帯税額					⑩	
								⑪	
								⑫	
								⑬	
		減算欄計(⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬)					⑭		
	収益事業から生じた所得金額(①+⑦-⑭)					⑮			
課・ 非の 判定	⑮×90/100(1円未満の端数は切り捨ててください。)					⑯			
	②の金額が⑯の金額以上である場合……………非課税					どちらかに○を付けてください。			
	②の金額が⑯の金額未満である場合……………課 税								
添付書類	1、決算書		4、法人税明細書別表5(2)						
	2、法人税申告書別表1(2)		5、法人税明細書別表14(2)						
	3、法人税明細書別表4								

1. この判定表は、収益事業を行う社会福祉法人、更生保護法人又は学校法人(私立学校法第64条第4項の学校及び各種学校を含む)が、地方税法施行令第7条の4ただし書の規定により法人市民税の課税上、収益事業に含まれないこととされる範囲を判定する場合に使用します。
2. 法人県民税及び法人市民税は、損金不算入項目として減算することはできません。